

議案第21号 「永平寺町営住宅条例」 新旧対照表

建設課

現行	改正後（案）
<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条・第2条)</p> <p>第2章 町営住宅等の設置(第3条)</p> <p>第2章 町営住宅等の設置 (設置)</p> <p>第3条 町に町営住宅を設置する。</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条・第2条)</p> <p>第2章 町営住宅等の設置(第3条)</p> <p><u>第2章の2 町営住宅の整備基準(第3条の2—第3条の16)</u></p> <p>第2章 町営住宅等の設置 (設置)</p> <p>第3条 町に町営住宅を設置する。</p>
<p>2 町営住宅の名称及び位置は、別表のとおりとする。</p>	<p>2 町営住宅の名称及び位置は、別表のとおりとする。</p> <p><u>第2章の2 町営住宅の整備基準 (整備基準)</u></p> <p><u>第3条の2 法第5条第1項および第2項に規定する整備基準については、 この章に定めるところによる。</u> (健全な地域社会の形成)</p> <p><u>第3条の3 町営住宅および共同施設は、その周辺の地域を含めた健全な地 域社会の形成に資するように考慮して整備しなければならない。</u> (良好な居住環境の確保)</p> <p><u>第3条の4 町営住宅および共同施設は、安全、衛生、美観等を考慮し、か つ、入居者等にとって便利で快適なものとなるように整備しなければな らない。</u> (費用の縮減への配慮)</p> <p><u>第3条の5 町営住宅および共同施設の建設および改善に当たっては、設計 の標準化、合理的な工法の採用、規格化された資材の使用および適切な 耐久性の確保に努めることにより、建設、改善および維持管理に要する 費用の縮減に配慮しなければならない。</u> (敷地の安全等)</p>

第3条の6 敷地が地盤の軟弱な土地、崖崩れまたは出水のおそれがある土地その他これらに類する土地であるときは、当該敷地に地盤の改良、擁壁の設置等安全上必要な措置が講じられていなければならない。

2 敷地には、雨水および汚水を有効に排出し、または処理するために必要な施設が設けられていなければならない。

(住棟等の基準)

第3条の7 住棟その他の建築物は、敷地内およびその周辺の地域の良い居住環境を確保するために必要な日照、通風、採光、開放性およびプライバシーの確保、災害の防止、騒音等による居住環境の阻害の防止等を考慮した配置でなければならない。

(住宅の基準)

第3条の8 住宅には、防火、避難および防犯のための適切な措置が講じられていなければならない。

2 住宅には、外壁、窓等を通しての熱の損失の防止その他の住宅に係るエネルギーの使用の合理化を適切に図るための措置が講じられていなければならない。

3 住宅の床および外壁の開口部には、当該部分の遮音性能の確保を適切に図るための措置が講じられていなければならない。

4 住宅の構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 1 条第 3 号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。以下同じ。）およびこれと一体的に整備される部分には、当該部分の劣化の軽減を適切に図るための措置が講じられていなければならない。

5 住宅の給水、排水およびガスの設備に係る配管には、構造耐力上主要な部分に影響を及ぼすことなく点検および補修を行うことができるための措置が講じられていなければならない。

(住戸の基準)

第3条の9 町営住宅の 1 戸の床面積の合計（共同住宅においては、共用部分の床面積を除く。）は 25 平方メートル以上とする。ただし、共用部分に共同して利用するため適切な台所および浴室を設ける場合は、この限りでない。

2 町営住宅の各住戸には、台所、水洗便所、洗面設備および浴室ならびにテレビジョン受信の設備および電話配線が設けられていなければならない。

らない。ただし、共用部分に共同して利用するため適切な台所または浴室を設けることにより、各住戸部分に設ける場合と同等以上の居住環境が確保される場合にあつては、各住戸部分に台所または浴室を設けることを要しない。

3 町営住宅の各住戸には、居室内における化学物質の発散による衛生上の支障の防止を図るための措置が講じられていなければならない。

(住戸内の各部)

第3条の10 住戸内の各部には、移動の利便性および安全性の確保を適切に図るための措置その他の高齢者等が日常生活を支障なく営むことができるための措置が講じられていなければならない。

(共用部分)

第3条の11 町営住宅の通行の用に供する共用部分には、高齢者等の移動の利便性および安全性の確保を適切に図るための措置が講じられていなければならない。

(附帯施設)

第3条の12 敷地内には、必要な自転車置場、物置、ごみ置場等の附帯施設が設けられていなければならない。

2 前項の附帯施設は、入居者の衛生、利便等および良好な居住環境の確保に支障が生じないように考慮されたものでなければならない。

(児童遊園)

第3条の13 児童遊園の位置および規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模および形状、住棟の配置等に応じて、入居者の利便および児童等の安全を確保した適切なものでなければならない。

(集会所)

第3条の14 集会所の位置および規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模および形状、住棟および児童遊園の配置等に応じて、入居者の利便を確保した適切なものでなければならない。

(広場および緑地)

第3条の15 広場および緑地の位置および規模は、良好な居住環境の維持増進に資するように考慮されたものでなければならない。

(通路)

第3条の16 敷地内の通路は、敷地の規模および形状、住棟等の配置なら

	<p>びに周辺の状況に応じて、日常生活の利便、通行の安全、災害の防止、環境の保全等に支障がないような規模および構造で合理的に配置されたものでなければならない。</p> <p>2 通路における階段は、高齢者等の通行の安全に配慮し、必要な補助手すりまたは傾斜路が設けられていなければならない。</p>
<p>(入居者の資格等)</p> <p>第5条 町営住宅に入居することができる者は、法第23条及び第24条第2項に規定する条件を具備するものであって、その者及び現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届け出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。第9条の2において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないものでなければならない。</p>	<p>(入居者の資格等)</p> <p>第5条 町営住宅に入居することができる者は、法第23条及び第24条第2項に規定する条件のほか、次に掲げる条件(老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者にあつては、第1号に掲げるものを除く。)を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) 現に同居し、または同居しようとする親族(婚姻の届け出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。次号および第9条の2において同じ。)があること。</p> <p>(2) その者及び現に同居し、または同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。</p>
<p>2 法第23条第2号イ、ロ及びハに規定する条例で定める金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。</p>	<p>(3) 市町村税を滞納していないこと。</p> <p>2 法第23条第1号イに規定する条例で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>(1) 入居者または同居者にイからホまでのいずれかに該当する者がいる場合</p> <p>イ 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの</p> <p>ロ 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの</p> <p>ハ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者</p> <p>ニ 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの</p> <p>ホ ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法</p>

<p>(1) <u>法第23条第2号イに掲げる場合</u> <u>令第6条第5項第1号に定める金額とする。</u></p> <p>(2) <u>法第23条第2号ロに掲げる場合</u> <u>令第6条第5項第2号に定める金額とする。</u></p> <p>(3) <u>法第23条第2号ハに掲げる場合</u> <u>令第6条第5項第3号に定める金額とする。</u></p> <p>(収入超過者及び高額所得者の認定)</p>	<p>律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入居者等</p> <p>(2) <u>入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上または18歳未満の者である場合</u></p> <p>(3) <u>同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合</u></p> <p>(4) <u>同居者に18歳未満の者が3人以上ある場合</u></p> <p>(5) <u>町営住宅が、法第8条第1項もしくは第3項もしくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第22条第1項の規定による国の補助に係るものまたは法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において町が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合</u></p> <p>3 <u>法第23条第1号イおよびロに規定する条例で定める金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。</u></p> <p>(1) <u>法第23条第1号イに掲げる場合</u> <u>21万4千円（前項第5号の場合において当該災害発生の日から3年を経過した後は、15万8千円）</u></p> <p>(2) <u>法第23条第1号ロに掲げる場合</u> <u>15万8千円</u></p> <p>(収入超過者及び高額所得者の認定)</p>
<p>第21条 町長は、入居者が町営住宅に引き続き3年以上入居している場合において、第11条第2項の規定により認定した収入が収入超過基準額（<u>法第23条第2号イに該当する場合には第5条第1項に定める金額</u></p>	<p>第21条 町長は、入居者が町営住宅に引き続き3年以上入居している場合において、第11条第2項の規定により認定した収入が収入超過基準額（<u>法第23条第1号イに該当する場合には第5条第3項第1号に定め</u></p>

を、法第23条第2号ロに該当する場合にあっては第5条第2項に定める金額を、法第23条第2号ハに該当する場合にあっては第5条第3項に定める金額をいう。)を超えているときは、次項の規定により高額所得者と認定する場合を除き、当該入居者を収入超過者と認定し、その旨を通知する。

附 則

(施行期日)

1 【略】

(経過措置)

2～4 【略】

附 則(平成21年6月23日条例第13号)

この条例は、平成21年7月1日から施行する。

別表(第3条関係)

団地の名称及び位置

【別記1 参照】

る金額を、法第23条第1号ロに該当する場合にあっては第5条第3項第2号に定める金額をいう。)を超えているときは、次項の規定により高額所得者と認定する場合を除き、当該入居者を収入超過者と認定し、その旨を通知する。

附 則

(施行期日)

1 【略】

(経過措置)

2～4 【略】

附 則(平成21年6月23日条例第13号)

この条例は、平成21年7月1日から施行する。

(入居者資格に関する特例)

5 平成28年3月31日までの間においては、第5条第2項第2号中「60歳以上の」とあるのは「昭和31年4月1日以前に生まれた」と、「60歳以上または」とあるのは「昭和31年4月1日以前に生まれた者または」とする。

附則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

団地の名称及び位置

【別記1 参照】

【別記1】

「団地の名称及び位置」新旧対照表

現行

名称	位置
志比堺団地	永平寺町松岡志比堺第25号701番地
神明団地	永平寺町松岡櫛第32号13番地1
芝原団地	永平寺町松岡芝原三丁目75番地
松原団地	永平寺町松岡松ヶ原三丁目105番地
松岡清水団地	永平寺町松岡清水第1号7番地
石舟団地	永平寺町松岡石舟第3号1番地
越坂団地	永平寺町松岡越坂一丁目1番地74
諏訪問団地	永平寺町諏訪問第24号1番地

改正後（案）

名称	位置
志比堺団地	永平寺町松岡志比堺第25号701番地
松原団地	永平寺町松岡松ヶ原三丁目105番地
松岡清水団地	永平寺町松岡清水第1号7番地
石舟団地	永平寺町松岡石舟第3号1番地
越坂団地	永平寺町松岡越坂一丁目1番地74
諏訪問団地	永平寺町諏訪問第24号1番地

